

総合資源エネルギー調査会 資源・燃料分科会 カーボンマネジメント小委員会
CCS事業の支援措置に関するワーキンググループの設置について

令和7年2月
資源エネルギー庁

- CCSは、鉄、セメント、化学、石油精製等の脱炭素化が難しい分野や発電所等で発生したCO₂を地中貯留することで、電化や水素等を活用した非化石転換では脱炭素化が難しい分野において脱炭素化を実現できるため、エネルギー安定供給、経済成長、脱炭素の同時実現に不可欠となっている。
- 「脱炭素成長型経済構造移行推進戦略（2023年7月閣議決定）」では、2030年までのCCS事業開始に向けた事業環境を整備することとしており、2024年5月には、貯留事業の許可制度等を定めたCCS事業法が成立し、今後は「CCS長期ロードマップ」も踏まえて具体的な取組を進めていく方針。
- 一方で、CCS事業は、世界的にも予見可能性が低いため、欧米ではCCSに要する費用とCO₂を排出した際の対策費用のコスト差に着目した支援や比較的高い補助率での支援措置を講じている。政府による支援により、CCSを先行的に事業化することで、CCS事業の自立化を図るとともに、コスト競争力のあるCCSバリューチェーンを構築することが可能となる。
- こうしたことを踏まえ、カーボンマネジメント小委員会では、CCS事業への支援制度についてたたき台を示し、今後は詳細設計を行って中間取りまとめを行う方針を提示。
- そのため、カーボンマネジメント小委員会の下に「CCS事業の支援措置に関するワーキンググループ」を設置し、CCS事業への支援制度の詳細設計について検討を実施する。